

聖籠町と新潟県信用組合との包括連携に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と新潟県信用組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密な連携・協力関係を深め、町民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携、協力して取り組むものとする。

- （1） 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化に関すること
- （2） 移住・定住の推進に関すること
- （3） 結婚・出産・子育ての支援に関すること
- （4） その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ必要な変更を行うものとする。

（協定の実施体制）

第4条 甲及び乙は、本協定を実施するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じ協議を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかからも意義の申入れのないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る）を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示又は提供等してはならない。

なお、情報の開示又は提供等にあたっては、法令及び条例の定めるところによる。

2 甲及び乙は、本協定が前条の定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和5年3月1日

甲 新潟県聖籠町大字諏訪山1635番地4
新潟県聖籠町
聖籠町長

西 脇 道 夫

乙 新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1号
新潟県信用組合
理事長

赤 川 新 一